平成17年4月1日訓令第14号

磐田市建設事業審査委員会規程

(設置)

第1条 磐田市は、建設工事等の入札、契約等業務の適正化及び公正化を図るため、磐田 市建設事業審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。
  - (1) 競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)に必要な資格の審査に関すること。
  - (2) 入札参加者の選定に関すること。
  - (3) 建設工事請負業者等の入札参加停止(指名停止を含む。)に関すること。
  - (4) 低入札価格調査制度に関すること。
  - (5) 談合情報があった場合の調査審議に関すること。
  - (6) 入札及び契約制度の検討に関すること。
  - (7) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長1人及び副委員長2人並びに委員6人で組織する。
- 2 委員長は、副市長を、副委員長は、総務部長及び建設部長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
  - (1) 契約檢查課長
  - (2) 農林水産課長
  - (3) 道路河川課長
  - (4) 建築住宅課長
  - (5) 都市整備課長
  - (6) 上下水道工事課長
- 4 第1項及び前項の規定に係わらず、委員会が必要と認めるときは、委員長が指名した者を期間を定め委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の会議は、出席委員の全員の同意をもって決する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、入札参加者の選定に当たり、急を要すると認めるときは、 入札担当課長の意見を聴いて委員長が決定することができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。
- 6 委員会の会議は、公開しない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に 定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日から助役が選任されるまでの間における第3条第2項の規定の適用については、第3条第2項中「助役」とあるのは「企画財政部長」と、「企画財政部長及び建設部長」とあるのは「建設部長」とする。

附 則(平成17年7月1日訓令第39号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成18年4月25日訓令第13号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月26日訓令第5号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日訓令第3号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日訓令第6号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(磐田市公正入札調査委員会規程の廃止)

- 2 磐田市公正入札調査委員会規程(平成17年磐田市訓令第18号)は、廃止する。 (磐田市建設工事請負契約等制度検討委員会規程の廃止)
- 3 磐田市建設工事請負契約等制度検討委員会規程(平成17年磐田市訓令第19号)は、廃 止する。

附 則(平成23年3月24日訓令第2号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月24日訓令第2号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日訓令第1号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月30日訓令第4号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。